

第 1 1 4 回淡路市議会定例会提出議案の概要説明書

1 条例制定 16件
(1) 制定条例 2件

議案等番号	件 名	所 管 課
議案第 1号	<p>○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件</p> <p>「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第67号)及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」(令和4年法律第68号)(以下これらを「改正法」という。)が令和4年6月17日に公布、一部の規定を除いて、令和7年6月1日(「刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」(令和5年政令第318号)により定められた日)から施行する。</p> <p>改正法により、自由刑のうち「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることから、関係する条例に所要の措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第1条による改正(職員の給与に関する条例の一部改正) 期末手当の支給一時差止め等の要件である「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 2 第2条による改正(残土埋立事業の適正化に関する条例の一部改正) 残土埋立事業の許可等の違反者に対する罰則として定める「懲役」を「拘禁刑」に改める。 3 第3条による改正(消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正) 非常勤の消防団員の欠格事項である「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 4 第4条による改正(非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正) 非常勤の消防団員の退職報償金を支給しない要件である「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 5 第5条による改正(行政不服審査会条例の一部改正) 職務上知ることのできた秘密を漏らした委員に対する罰則として定める「懲役」を「拘禁刑」に改める。 6 第6条による改正(個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正) この条例の施行により廃止となった個人情報保護条例の規定により保有していた保有個人情報を、この条例の施行後に提供等をした職員等に対する罰則として定める「懲役」を「拘禁刑」に改める。 7 第7条による改正(情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正) 職務上知ることのできた秘密を漏らした委員に対する罰則として定める「懲役」を「拘禁刑」に改める。 	<p>総務課 生活環境課 消防防災課</p>

	<p>※ 施行期日等 令和7年6月1日からとし、罰則の適用等に係る必要な経過措置を設ける。</p>	
議案第 2号	<p>○ 淡路市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例制定の件</p> <p>「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第47号)が令和6年6月12日に公布、一部の規定は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>この法律によって、「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)が改正され、「こども誰でも通園制度」(同法において「乳児等通園支援事業」として規定されたもの)が創設され、令和7年4月1日から制度化、令和8年4月1日から給付化される。</p> <p>この乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、条例で定める必要がある。これに伴い、令和7年1月14日に公布された「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」(令和7年内閣府令第1号)に従い、又はそれを参酌して、新たに本件条例を制定する。</p> <p>乳児等通園支援事業の設備等の基準として、次の事項を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 乳児等通園支援事業者に関する事項、安全計画の策定等、自動車を運行する場合の所在の確認、平等原則、虐待等の防止、衛生管理等、食事、内部規程の制定、帳簿の備え、秘密保持等及び苦情対応に関する事項 2 乳児等通園支援事業の区分(一般型と余裕活用型)、設備の基準、職員、乳児等通園支援の内容及び保護者との連絡に関する事項 <p>※ 施行期日 令和7年4月1日</p>	子育て応援課

(2) 改正条例 14件

議案等番号	件名	所管課
議案第 3号	<p>○ 淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年淡路市条例第35号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」(令和6年法律第42号)が令和6年5月31日に公布、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>国家公務員については、令和6年人事院勧告のうち「公務員人事管理に関する報告」において、「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、子の看護休暇等の見直し及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を、この法律の施行に遅れることなく実施することとされている。</p> <p>本市の職員についても、国家公務員との権衡を失しないよう、時間外勤務の免除となる子の範囲の拡大及び介護と仕事の両立支援の強化について、所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日等 令和7年4月1日からとし、時間外勤務免除の請求に係る必要な経過措置を設ける。</p>	総務課

議案第 4号	<p>○ 淡路市職員の給与に関する条例(平成17年淡路市条例第49号)等の一部を改正する条例制定の件</p> <p>令和6年人事院勧告に伴い、国家公務員の給与法の改正に準拠して、給料体系、地域手当、通勤手当及び扶養手当の見直し等について、所要の措置を講じる。</p> <p>また、職員の宿日直手当について、近年の最低賃金上昇に伴い、その手当の上限額を引き上げる。</p> <p>1 第1条による改正(職員の給与に関する条例の一部改正)</p> <p>(1) 扶養手当のうち、配偶者に係る手当の廃止、子に係る手当額の引上げ(10千円→13千円)等</p> <p>(2) 地域手当(市内に勤務する職員は4%、それ以外の職員はその勤務地の市町村が定める割合)の新設及び関係する手当の見直し</p> <p>(3) 通勤手当の支給限度額の引上げ(55千円→150千円)等</p> <p>(4) 宿日直手当の支給額限度額の引上げ(8千円→12千円)</p> <p>(5) 管理職員特別勤務手当の支給対象時間の拡大(平日深夜)</p> <p>(6) 定年前再任用短時間勤務職員等の支給手当の見直し(住居手当の支給)</p> <p>(7) 給料表の改定(3級以上の各級の初号額の引上げ)</p> <p>2 第2条による改正(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)</p> <p>地域手当(フルタイム会計年度任用職員は4%、パートタイム会計年度任用職員は地域手当に相当する割合を報酬に加算)の新設及び関係する手当の見直し</p> <p>3 第3条による改正(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)及び第4条による改正(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)</p> <p>給与法等の改正に伴い、引用する条項等の整備</p> <p>※ 施行期日等 令和7年4月1日からとし、第1条の改正条例については、号級の切替え、手当等に係る必要な経過措置を設ける。</p>	総務課
議案第 5号	<p>○ 淡路市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年淡路市条例第50号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>近年、地震、台風、局所的豪雨などの災害が頻発化・激甚化し、多くの地域で被害が発生している。本市だけでなく、他の市町村においても異常な自然現象により重大な災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、迅速に災害発生現場(派遣による現地)において巡回監視、応急作業又は災害状況等の調査業務に従事した職員に対し、新たに特殊勤務手当として、災害応急作業等手当を支給できるよう、所要の措置を講じる。</p> <p>1日につき1,080円を支給し、災害の要件に応じその要件に応じた割合を加算する。</p> <p>※ 施行期日 令和7年4月1日</p>	総務課
議案第 6号	<p>○ 淡路市職員等の旅費に関する条例(平成17年淡路市条例第52号)の一部を改正する条例制定の件</p>	総務課

	<p>国家公務員等の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務の負担軽減・業務の効率化を図り、旅費制度を抜本的に見直すため、「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第22号）、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」（令和6年政令第306号）及び「国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令」（令和6年財務省令第70号）が、それぞれ公布、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>本市の旅費制度は、国家公務員等の旅費制度に準じた制度となっていることに伴い、これらの法令改正に倣って、旅費の支給、種類、額等の必要な事項について、所要の措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 旅費の種類のうち、「車賃」を「その他の交通費」に、「宿泊料」を「宿泊費」に、「移転料」を「転居費」に、「着後手当」を「着後滞在費」に、「扶養親族移転料」を「家族移転費」に改め、新たに「包括宿泊費」及び「宿泊手当」を創設する。 2 旅費は、その種類ごとに、実費又は定額として支給する。 <p>※ 施行期日等 令和7年4月1日からとし、旅費の支給等の適用に係る必要な経過措置を設ける。</p>	
議案第 7号	<p>○ 淡路市特別会計設置条例（平成17年淡路市条例第54号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>津名港ターミナル事業については、今後、交通拠点施設として管理していくことから、住宅用地造成事業等については宅地造成の売売により所期の目的が達成されたことから、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第209条第2項に規定する特別会計を廃止することに伴い、所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日等 令和7年4月1日からとし、令和6年度の収入及び支出並びに決算に係る必要な経過措置を設ける。</p>	財 政 課
議案第 8号	<p>○ 淡路市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成25年淡路市条例第28号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（平成19年法律第40号）に基づく課税免除に伴う減収補填制度の適用期限が令和10年3月31日まで延長されることに伴い、「地方税法」（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、固定資産税の課税免除についても同様に延長するため、所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日 公布の日</p>	税 務 課
議案第 9号	<p>○ 淡路市税条例（平成17年淡路市条例第91号）等の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成</p>	税 務 課 情 報 課 市 民 人 権 課

	<p>基本法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第46号)及び「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」(令和6年政令第362号)が公布、一部の規定を除いて、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>これらの法令によって、引用する条項が繰り下がることに伴い、関係する条例に所要の措置を講じる。</p> <p>1 第1条による改正(税条例の一部改正)、第3条による改正(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)及び第5条による改正(過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)</p> <p>法人番号の定義に関する事項について、引用条項の整理</p> <p>2 第2条による改正(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正)</p> <p>情報通信技術の利用に関する事項について、引用条項の整理</p> <p>3 第4条による改正(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正)</p> <p>特定個人情報、個人番号利用事務実施者等の定義に関する事項について、引用条項の整理</p> <p>※ 施行期日 令和7年4月1日</p>	
議案第10号	<p>○ 淡路市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成17年淡路市条例第221号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令」(令和6年政令第394号)が令和6年12月27日に公布、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>この政令によって、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金の支給額表の勤務年数区分に「35年以上」が新設されることに伴い、同表の勤務年数区分及び支給額について、所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日等 令和7年4月1日からとし、退職報償金支給額の適用に係る必要な経過措置を設ける。</p>	消防防災課
議案第11号	<p>○淡路市福祉医療費の助成に関する条例(平成17年淡路市条例第106号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>物価高騰の影響を大きく受けている子育て世帯の状況を鑑み、安心して「こども」を生き育てることができる取組の一環として、医療費助成について、現在1歳から高校生世代までに設けている所得要件を廃止し、0歳から高校生世代までに係る医療費を無償とすることに伴い、所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日等 令和7年7月1日からとし、医療費の助成の適用等に係る必要な経過措置を設ける。</p>	福祉総務課

議案第12号	<p>○淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年淡路市条例第17号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和6年法律第53号)により、「栄養士法」(昭和22年法律第245号)が改正され、令和7年4月1日から栄養士免許を取得せずとも、管理栄養士になることが可能となる。</p> <p>この法律によって、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第61号)が改正され、栄養士だけでなく、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合にも同要件を満たすことができることに伴い、所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日 令和7年4月1日</p>	子育て応援課
議案第13号	<p>○淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年淡路市条例第15号)及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年淡路市条例第17号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(令和7年内閣府令第7号)が令和7年1月31日に公布、同年4月1日から施行する。</p> <p>この内閣府令によって、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第61号)及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)が改正され、家庭的保育事業者等は、保育内容支援、代替保育及び卒園後の受け皿設定に係る連携協力を行う保育所、認定こども園等の連携施設の経過措置の延長(10年から15年に延長)、保育内容支援に係る連携施設の見直し、代替保育に係る連携施設の見直し等が行われたことに伴い、これらの基準の規定に従って定めている条例に、所要の措置を講じる。</p> <p>第1条による改正(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)及び第2条による改正(家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)</p> <p>(1) 保育内容支援に係る連携施設及び代替保育に係る連携施設について、市長が連携施設の確保が著しく困難と認める場合であつて、必要な要件を満たす場合に限り、その確保をしないことができること。</p> <p>(2) 連携施設の経過措置を5年間延長すること。</p> <p>※ 施行期日 令和7年4月1日</p>	子育て応援課
議案第14号	<p>○淡路市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例(平成27年淡路市条例第5号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」(令和6年厚生労働省令第</p>	地域福祉課

	<p>61号) が令和6年3月29日に公布、同年4月1日から施行している。</p> <p>この省令によって、「介護保険法施行規則」(平成11年厚生省令第36号) が改正され、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、地域包括支援センターの職員配置が柔軟化されたことに伴い、この省令に定める基準に従って定めている事項に、所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日 公布の日</p>	
議案第15号	<p>○ 淡路市下水道事業の設置等に関する条例(平成30年淡路市条例第39号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「地方公営企業法施行令の一部を改正する政令」(令和6年政令第358号) が、令和6年12月6日に公布、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>この政令によって、金融機関に課されている担保提供義務に関する事項が廃止され、引用する条項が繰り上がることに伴い、所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日 令和7年4月1日</p>	下水道課
議案第30号	<p>○ 淡路市消防団員等公務災害補償条例(平成17年淡路市条例第220号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」(令和7年政令第 号) が令和7年2月21日に公布、同年4月1日から施行する。</p> <p>この政令によって、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額等が改定されることに伴い、所要の措置を講じる。</p> <p>1 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の見直し 2 扶養に係る補償基礎額の加算額の見直し</p> <p>※ 施行期日等 令和7年4月1日からとし、損害補償等の適用に係る必要な経過措置を設ける。</p>	消防防災課

2 事件決議 1件

議案等番号	件名	所管課
議案第16号	<p>○ 公有財産の損壊事案に係る和解の件(江井海水浴場駐車場器物損壊事案)</p> <p>江井海水浴場駐車場器物損壊事案について、民法(明治29年法律第89号)第695条の規定に基づき双方で和解することにつき、「地方自治法」(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。</p>	商工観光課

3 予算 13件 (1) 補正予算 6件

議案等番号	件名	所管課
議案第17号	<p>○ 令和6年度淡路市一般会計補正予算(第7号)</p> <p>補正額 18億 160万円余</p>	財政課

	補正後の予算額 404億2,420万円余 繰越明許費補正 追加36件 地方債補正 変更4件	
議案第18号	○ 令和6年度淡路市国民健康保険特別会計補正予算(第4号) (事業勘定) 補正額 690万円余 補正後の予算額 58億6,360万円余 (直営診療施設勘定) 補正額 100万円 補正後の予算額 1億3,630万円余	福祉総務課
議案第19号	○ 令和6年度淡路市介護保険特別会計補正予算(第4号) (保険事業勘定) 補正額 8,000万円余 補正後の予算額 54億6,990万円余	長寿介護課
議案第20号	○ 令和6年度淡路市温泉事業特別会計補正予算(第2号) 補正額 2千円 補正後の予算額 7,280万円余	商工観光課
議案第21号	○ 令和6年度淡路市津名港ターミナル事業特別会計補正予算(第1号) 補正額 0円 ※ 津名港ターミナル使用料収入の減額による歳入補正	商工観光課
議案第22号	○ 令和6年度淡路市住宅用地造成事業等特別会計補正予算(第2号) 補正額 200万円余 補正後の予算額 720万円余	企業誘致推進課

(2) 当初予算 7件

議案等番号	件名	所管課
議案第23号	○ 令和7年度淡路市一般会計予算	財政課
議案第24号	○ 令和7年度淡路市国民健康保険特別会計予算	福祉総務課
議案第25号	○ 令和7年度淡路市後期高齢者医療特別会計予算	福祉総務課
議案第26号	○ 令和7年度淡路市介護保険特別会計予算	長寿介護課
議案第27号	○ 令和7年度淡路市産地直売所事業特別会計予算	商工観光課
議案第28号	○ 令和7年度淡路市温泉事業特別会計予算	商工観光課
議案第29号	○ 令和7年度淡路市下水道事業会計予算	下水道課

4 諮問 1件

議案等番号	件名	所管課
諮問第1号	○ 人権擁護委員候補者の推薦に関する件	市民人権課

	<p>河野さかゑ委員の任期満了（令和4年10月1日から令和7年9月30日まで）による後任委員候補者の推薦</p> <p>※ 後任委員の任期は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までの3年間</p>	
--	--	--

5 報 告 2件

議案等番号	件 名	所管課
報告第 1号	○ 専決処分した事件の報告について（自動車損傷事故）	建 設 課
報告第 2号	○ 専決処分した事件の報告について（自動車損傷事故）	都市総務課